

Info 個人住民税の減免制度

特別な事情により納税が困難な方は、個人住民税の減免（税額を減額・免除すること）を受けられる場合があります。提出期限後や納付後の申請は対象になりませんので、ご注意ください。

▼減免の主な対象

- ①納期のある月に雇用保険法に基づく基本手当を受給されている方で前年中の総所得金額等が200万円以下の場合
 - ②1月2日以降に死亡した方の個人住民税で前年中の総所得金額等が「200万円＋33万円×扶養人数」以下の場合
 - ③納期のある月に長期療養（6か月以上）を要する方で前年中の総所得金額等が200万円以下の場合
 - ④1月1日現在、勤労学生の方（合計所得金額が65万円以下かつ給与所得以外の所得が10万円以下の場合）
- ▼提出書類 申請書、納税通知書、減免を受けようとする事由を証明する書類

相談

よろず相談

とき 6月5日(水) 役場3階 会議室3
午後1時～午後3時
ところ 役場3階 会議室3
相談員 行政相談委員 人権擁護委員
問合せ 総務課総務・人事係
☎28・6003
福祉課福祉係
☎28・0912

消費生活相談

ときとところ 6月5日(水) 役場3階 会議室3
6月19日(水) 役場3階 会議室3
いずれも午後1時～午後3時
相談員 消費生活相談員
問合せ 産業・都市政策課 産業・観光係
☎28・0944

心配ごと相談

とき 6月18日(火)
午後1時30分～午後3時
ところ 総合福祉センターしいの木
2階相談室
相談員 民生児童委員
問合せ 社会福祉協議会
☎29・0002

法律相談

弁護士による無料の法律相談を毎月開催しています。事前の予約(先着順)が必要です。予約状況により来月以降の申込みとなります。

とき 6月19日(水)
午後3時～午後5時
(1人30分程度)
ところ 役場3階 会議室4
対象者 町内に在住か在勤の方
(1人2回まで)
予約方法 前日までに電話が役場3階
11番窓口でお申し込みください。
問合せ 総務課総務・人事係
☎28・6003

いのちの相談

「いのちの電話」(通話無料)
受付時間 毎月10日
午前8時～翌日の午前8時
☎0120・783・556
「名古屋いのちの電話」(通話有料)
受付時間 24時間いつでも
☎052・931・4343
問合せ 福祉課福祉係
☎28・0912

身体障がい者等相談

とき 6月11日(火)
午前10時～午前11時30分
ところ 総合福祉センター
しいの木2階相談室
☎39・0776(電話相談可)
相談員 身体障がい者相談員
問合せ 福祉課福祉係
☎28・0912

障がい者就業相談(要予約)

とき 月曜日～金曜日(祝日除く)
午前8時30分～午後5時15分
ところ 役場1階相談室
相談員 尾張中部障がい者就業・生活支援センター職員
問合せ 福祉課福祉係
☎28・0912

母子家庭自立支援・就業相談

とき 6月11日(火)
午前10時～午後3時30分
ところ 役場1階相談室
相談員 愛知県母子自立支援員
問合せ 福祉課福祉係
☎28・0912

女性相談(要予約)

とき 6月20日(木)
午前10時～午後3時30分
ところ 役場1階相談室
相談員 愛知県女性相談員
問合せ 福祉課福祉係
☎28・0912

▼提出期限 納期限まで
▼問合せ 税務課課税係 ☎28・2434

Info 介護保険負担限度額認定証の申請

介護保険の施設サービス、短期入所サービスなどを利用した場合、住民税非課税世帯などの方であれば、「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けることで、居住費(滞在費)・食費の自己負担額が軽減されます。現在、交付している認定証の有効期間は7月31日(水)までです。

利用者には6月初旬に申請書類を送付しますので、必要事項を記入の上、保険課に提出してください。

▼提出期限 6月28日(金)

▼提出先 役場1階3番窓口保険課

▼問合せ 保険課高齢者・介護係
☎28・0100

Info 家族介護用品助成事業者の変更

紙おむつなどが必要な要介護認定者を自宅で介護している方に、介護用品購入費の一部を助成しています。助成を受けられる販売事業者は6月から変更がありました。

▼廃止事業者 西友 豊山店(大字豊場字神戸31番地5)

▼問合せ 保険課高齢者・介護係
☎28・0100

Info 下水道接続のお願い

公共下水道が整備された地域では、浄化槽はすみやかに、くみ取りトイレは3年以内に水洗トイレに改造し、公共下水道に接続することが義務付けられています。多額な費用を投じて完成した下水道施設も皆様に利用していただかなければ、その地域の生活環境は改善されず、十分な効果は得られませんので、一日も早く公共下水道へ

の接続をお願いします。

下水道への接続により不要となる合併処理浄化槽を雨水貯留施設に転用する方には、工事費の一部を補助する制度があります。詳しくは、お問い合わせください。

▼問合せ 建設課下水道係 ☎28・0940

Info 排水設備指定工事を追加

下水道に接続するための宅地内の排水設備工事は、排水設備指定工事店で行うことはできません。指定工事店の届出がありましたのでお知らせします。

▼追加工事店 株式会社パイプマン名古屋(名古屋市中港区六軒家1431番地)

▼問合せ 建設課下水道係
☎28・0940

寄附御礼

車いす 2台
中日新聞豊山小牧販売店会 様